

みどりの風の道形成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領を、みどりの風の道形成事業補助金交付要綱（平成23年6月1日施行。以下、「要綱」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり定める。

(事前協議)

第2条 要綱第4条の補助金の交付を申請しようとする者は、大阪府と緑化内容等について事前に協議しなければならない。

2 「緑化整備A」、及び「緑化プラン作成」の補助金の交付を申請しようとする者は、申請に先立ち、「緑化整備A」は、様式第1号～第5号、「緑化プラン作成」は、様式第6号～第8号による事業計画書等を作成し、「大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会」の審査を受けなければならない。

(補助事業者の要件)

第3条 要綱第3条における「地域緑化実行委員会等」は、地域住民、自治会、企業等で構成される地域の任意団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人、又は、企業とする。

但し、緑化プランに基づく緑化整備をしようとする補助事業者は、個人を含むこととする。

2 前項の任意団体は、規約、定款又は会則を定めた団体であること。

(補助対象事業の要件)

第4条 補助事業は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 補助事業者が緑化事業を実施する土地を所有していない場合は、長期にわたって緑化施設を維持できる土地使用の権原の設定がなされていることとし、補助金の申請にあたっては権利関係者の承諾を得ていることが確認できる書類を添付すること。
- (2) 法令等により義務付けられた緑化（以下、「義務緑化」という。）でないこと。ただし、義務緑化以上の緑化を自主的に行う場合は、当該義務緑化を超える範囲については補助の対象とする。
- (3) 緑化施設の適正な維持管理活動が継続的に行える体制を確保している、または体制を確保することが確実に見込まれること。
- (4) 道路法および建築基準法などの法令等に違反しない施設及び敷地であること。
- (5) 大阪府の他の補助事業の交付を受けていない、若しくは受ける予定のないものであること。

2 「緑化プラン作成」は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 第3条第1項に定める者が、共同して複数の緑化施設を整備するものであること。
- (2) 前項の複数の緑化施設の間隔は、100m以内であること。
- (3) 緑化プラン全体で、樹木が11本以上植栽されること。

3 「緑化整備A」は、第1項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 緑化プランに基づいて行う緑化施設の整備であること。
- (2) 緑化プランを策定した年度の末日から起算して2年後の日までに、緑化プランで計画した全ての緑化施設の整備が完了するものであること。
- (3) 沿道から容易に視認できる民間施設等において、樹高が概ね2メートル以上の樹木を1整備箇所当たり10本以上植栽するものであること。ただし、2メートル以上の樹木植栽が困難な場合については、この規定にかかわらず、低木類等を別表3に掲げる基準に基づき、樹木に換算して計上することができる。

4 「緑化整備B」は、第1項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 沿道から容易に視認できる民間施設等において、樹高が概ね2メートル以上の樹木5本以上を植栽するものであること。ただし、敷地が狭隘等で樹木の植栽が困難な場所については、この規定にかかわらず、緑化フェンス等を別表3に掲げる基準に基づき、樹木に換算して計上することができる。
- (2) 同一緑化プランに基づく緑化整備の場合で、同一年度内に完了する複数の緑化整備の植樹本数の合計が5本以上の場合に限り、前号の植栽本数の規定を、1本以上とする。

(補助対象経費)

第5条 要綱第2条第1項別表第1に規定する補助対象経費は、別表1のとおりとする。

別表1

	対象経費の種別	補助対象経費の内容
緑化整備A 緑化整備B	(1) 既存植枿植栽	植栽費、土壌改良費、支柱設置費、灌水施設整備費
	(2) 新設植枿植栽	植栽枿設置費、植栽費、土壌改良費、支柱設置費、灌水施設整備費、舗装撤去処分費、舗装復旧費
緑化整備A 緑化整備B	(3) 樹木プランター植栽	プランター設置費、植栽費、土壌改良費、灌水施設整備費
緑化整備B	(4) 緑化フェンス等設置	フェンス等設置費、プランター設置費、植栽費、灌水施設整備費
緑化整備A 緑化整備B	(5) 看板設置（樹名板含）	看板制作費、看板設置費
緑化プラン	(6) 緑化プラン策定	緑化イメージ図等作成費、専門家による指導、助言にかかる費用、印刷費

- 2 樹木プランター植栽は、緑化整備 A の場合、容量 100L 以上、緑化整備 B の場合、容量 50L 以上とする。
- 3 大阪府は第 1 項の別表 1 の (1) ~ (3) の事業の施行に際し、補助事業者に対して必要な樹木等の支給を行うことができる。

(補助対象金額の上限)

第 6 条 要綱第 2 条第 1 項別表第 2 に規定する補助金額の上限は、別表 2 のとおりとする。

別表 2

	補助金額の上限
緑化整備 A	2, 000, 000 円
緑化整備 B	1, 000, 000 円 看板設置は 1 枚当たり 20,000 円を上限とする
緑化プラン	500, 000 円

(適正な管理)

第 7 条 補助事業者は、事業完了後、5 年間は緑化施設を適正に管理しなければならない。

(概算払いによる交付)

第 8 条 大阪府は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときには、要綱第 11 条第 1 項ただし書きの規定により、次の各号のいずれかにより補助金を概算払いにより交付する。

- (1) 補助事業に着手した時には、補助金の交付決定額に 0.4 (1 万円未満は切り捨て) を乗じて得た額を上限として、補助金を概算払いにより交付する。
- (2) 補助事業が概ね完了した時には、補助金の交付決定額から既受領決定額を差し引いた額を上限として、補助金を概算払いにより交付する。ただし、要綱第 11 条第 2 項に規定するみどりの風の道形成事業補助金交付請求書を提出する際には、支出の根拠となる契約書、請求書等を添付し、概算払いの必要性を示すこと。

(支給品の財産区分)

第 9 条 第 5 条第 3 項により、大阪府が支給した樹木の財産権は、その支給日をもって、補助事業者に譲渡したものとみなし、補助事業者に帰属する。

- 2 前項により譲渡した樹木は、事業完了後、5 年間知事の承認を受けないで、樹木の支給の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。また、事業完了後、5 年間に於いて樹木が枯損した場合には、補助事業者の責において同等程度の樹木に植え替えさせることがある。

(完了検査)

第 10 条 大阪府は、要綱第 10 条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書の書類の審査、根拠資料の確認、現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の効果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件等に適合するものかどうかを検査する。

- 2 補助事業者は、着手前及び完了後の現況写真を撮影し、事業完了後に要綱第 10 条第 1 項に規定する実績報告書とともに大阪府に提出しなければならない。

(その他)

第 11 条 補助事業者は、事業実施に際し、本事業で緑化を実施したことを示す看板（別表 4）を設置しなければならない。また、看板の形式及び表示内容については、大阪府とあらかじめ協議しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業完了の翌年から 3 年間、毎年 7 月末日までに直近の 1 か月以内に撮影された緑化施設の現況写真等を、撮影場所及び撮影日時を整理した上で大阪府に提出すること。
- 3 補助事業者より提出された写真及び緑化プラン図については、大阪府の広報活動やホームページに等に使用する場合がある。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 3 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 日から適用する。

別表 3

種別 換算	緑化フェンス等 ^{※注1}	低木類 ^{※注2}
樹木 1 本当たり換算	4 m ²	4 m ²

注 1) 主として常緑のツタやツル性植物を覆うよう垂直に繁茂させるなどしたメッシュフェンス等の高さ 1m 以上の構造物で、容易に移動できないもの

注 2) 芝生・一年草以外の草本類は、植栽面積に含むことができる

別表 4

みどりの風の道形成事業 看板・樹名板設置について

●看板

- ① 1 申請あたり、1 枚以上を設置すること
- ② 私有地内の人目につく場所に設置すること
- ③ 看板の盤面はA 3 サイズ程度（400mm×250mm）程度とする
- ④ 看板の素材はアルミ複合板を標準とする
- ⑤ 看板に記載すべき内容は下記のとおりとする

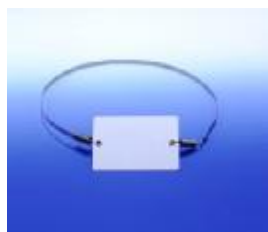
- ・平成〇〇年度
- ・大阪府みどりの風の道形成事業
- ・事業者名
- ・「みどりの風」ロゴマーク
- ・みどりの風の道形成事業ホームページのQRコード

※事業を行う上で協力企業があった場合はその企業名についても記載のこと。

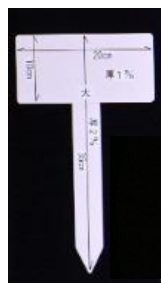
(例)



○樹名板



【樹木にかけるタイプの樹名板例】



【土にさすタイプの樹名板例】



【みどりの風ロゴマーク】



【QRコード】